

令和6年度石狩市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

〔日 時〕 令和6年12月20日（金）午後1時30分～午後3時30分

〔場 所〕 市役所4階402会議室

〔出席者〕 東峰 宏紀（石狩市校長会代表者）、松原 謙二（石狩市校長会代表者）

佐藤 崇徳（石狩市教頭会代表者）、久富 綾一（石狩市教頭会代表者）

龍島 秀広（学識経験者）、岩崎 雄三（石狩市人権擁護委員代表者）

中林 義雄（石狩市PTA連合会代表者）

古原 祥子（石狩市教育委員会スクールソーシャルワーカー）

今田 竹哉（石狩市子ども相談センター長）

中西 章司（石狩市教育委員会学校教育部長）

〔事務局〕 澤口 敏之（石狩市教育委員会学校教育部次長）

山本 健太（石狩市教育委員会教育支援課長）

盛 雅宏（石狩市教育委員会教育支援課教育支援担当主査）

鈴木 光（石狩市教育委員会教育支援課教育支援担当主任）

松井 卓（石狩市教育委員会教育支援課教育支援主事）

1. 開会

〔事務局〕

定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度石狩市いじめ問題対策連絡協議会を開催させていただきます。

会長選出までのあいだ議事の進行を務めさせていただきます石狩市教育委員会教育支援課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、会に先立ちまして、委員の皆様にお席の方に委嘱状を配布しております。こちらは、机上での交付にかえさせていただいておりますので、お名前等にお間違いが無いかご確認をお願いいたします。続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。皆さまの机の方に、石狩市教育プランの「原案」と「概要版」を配布させていただいております。また、委員の皆様には事前に会議資料をお渡しさせていただいておりますが、内容につきましては、本協議会の議事一覧、委員名簿、さらに行政報告の資料としまして、石狩市のいじめの状況について、それと合わせましていじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」となっております。

それでは、本協議会の開催にあたり事務局を代表しまして、教育支援課長の山本よりご挨拶させていただきます。

石狩市教育委員会教育支援課長の山本と申します。

本日は、年末のお忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。また、日頃よりそれぞれのお立場で本市の教育行政にご尽力いただいていることに加えて、本協議会の委員を快くお引き受けくださりまして、心より感謝申し上げます。

本協議会は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止に関係する機関や団体の連携を図ることを目的として、市の条例で設置した審議会としての位置づけとなります。取り扱うテーマは、「いじ

め」についてとなりますが、テレビや新聞などで、全国各地のいじめのニュースが取り上げられています。本当に痛ましい事案が多いと感じていますが、その中で、いじめを訴えたが学校や教育委員会が取り合ってくれなかった。というものを拝見し、初期対応の重要性を改めて感じているところです。

本市においては、「空振り OK、見逃し NG」ということで、いじめの芽やいじめの兆候もいじめと捉え対応することで、早期発見・早期対応に努めています。いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得ることを念頭に、今後も対応していきたいと考えております。

本日は、石狩市のいじめの状況として、件数や状況に加えて、学校や市教委の取り組みについてご説明させていただきます。その後、委員の皆様から活動状況や感じていることをご発言いただき、今後のいじめ防止対策に必要な視点や取り組みについて、意見交換させていただければと考えています。それでは、本日どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様、本協議会が初めての方もいらっしゃると思います。着席したままで大丈夫ですので、所属、お名前について自己紹介をお願いいたします。

(各委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。)

議事に入る前に本協議会についてご説明を申し上げます

本日の協議会は、委員 11 名のうち 10 名が出席となっており、石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 6 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席があるため、本協議会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本協議会につきましては、公開の会議となっており、会議内容については議事録を作成させていただき、会議中における発言は議事録に記載されることになります。会議内容については、議事録を作成させていただき関係から録音をさせていただいておりますので、ご了承願います。

会議の議事録作成についてですが、発言等を全て記録する全文記録と要点をまとめて記録に残す要約記録がございます。事務局案としましては、本協議会においては、要約記録の方がふさわしいのではないかと考えていますがいかがでしょうか。

(反対意見無し。)

それでは本協議会の議事録は要約記録で作成することとさせていただきます。

2. 会長・副会長の選出

【事務局】

本協議会の会長及び副会長の選出についてです。石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により会長及び副会長を置くこととされていますが、会長・副会長の選出につきまして事務局から提案をさせていただきます。

事務局の案としましては、会長に双葉小学校長 東峰宏紀委員を、副会長に南線小学校教頭の佐藤崇徳委員をそれぞれ提案させていただきます。ご異議がなければみなさまのご承認ということにさせていただきますたいのですが、よろしいでしょうか。

(反対意見無し。)

それでは、ご異議が無いようですので、会長に東峰委員、副会長に佐藤委員でお願いしたいと思っております。

また、東峰会長には、議事録署名をお願いいたします。

東峰会長、佐藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長、副会長が就任の挨拶を行った。)

それではこの後の議事進行につきましては、東峰会長にお願いいたします。

3. 行政報告

【東峰会長】

会議次第に沿って議事を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

最初に行政報告となっています。事務局よろしくお願いいたします。

【事務局】

石狩市のいじめの状況について説明させていただきます。

令和5年度のいじめの状況についてですが、4ページに記載のとおりとなっております。認知件数の推移についてですが、令和5年度は小中合わせて971件、前年度より90件増加しております。増加の要因としましては、新型コロナウイルスの影響で児童生徒どうしの接触機会が減少したことに伴い、認知件数が減少傾向にあったものが、令和4年度以降学校行事や部活動等が再開され、児童生徒の接触機会が増えたことが要因と考えております。また、1,000人当たりで比較した表を見ますと、小中ともに全国・全道の数値より高くなっております。これにつきましては、いじめの定義の理解の広がり、いじめの積極的認知の結果と捉えております。特に、北海道教育委員会からは、「空振りOK、見逃しNG」ということでいじめの芽やいじめの兆候もいじめとして対応し、早期発見・早期対応に努めることと通知されていることから、各学校でのいじめへの意識の高さがこのような結果につながっていると考えております。

次に、いじめの発見のきっかけです。市内小中学校では、児童生徒に対して年2回いじめのアンケート調査を行っておりますが、小中ともにこのアンケート調査でのいじめの発見が90%以上となっております。

次にいじめの態様です。「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が小中ともに高い割合となっております。

続きまして、いじめ重大事態の発生件数ですが、令和5年度はいじめ重大事態は発生しておりません。

いじめの学年別件数についてですが、小中ともに学年が進むにつれ、いじめの件数は減少する傾向があります。

4ページの最後に、早期発見・早期対応の具体策を記載しております。いじめの積極的認知に向けた取り組みについては、学校での勤務経験を生かした支援や助言をする立場にある教育支援主事が、学校訪問時にいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やスクールソーシャルワーカーを含めた市教委との連携体制について説明をしております。また、校長会等の研修時においても、校長のリスクマネジメントやいじめの初期対応の重要性について講義を行っております。

また、学校いじめ対策組織による組織的な対応に向けた取り組みとして、北海道教育委員会が作成したいじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用し、対応にあたるよう各学校にお願いをしております。

次に、5ページに令和5年度いじめ認知状況を全国・全道と比較した表がございます。令和6年度の数値については現在集計中となっております。

続きまして、いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」について説明をさせていただきます。
資料は、配付資料内のコンパスをご覧ください。

このコンパスは、北海道教育委員会で令和4年10月に作成されたものになります。作成された経緯としましては、北海道及び市町村教育委員会と各学校がいじめ問題についての認識を共有し、連携して対応するとともに、各学校において全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応等について理解を深め、いじめの「未然防止」「早期発見」「組織的対応」「重大事態への対応」の各段階での基本的な取組方針を定めることを目的に作成されました。

石狩市におきましては学校でのいじめの対応については、この「コンパス」を活用するようお願いしております。

こちらのコンパスですが、令和6年3月に改定がございました。この改定につきましては、46ページ、47ページにありますいじめ重大事態対応フロー図に道立学校版が追加されたことが主な改定の内容になります。

それでは、コンパスの内容につきましてご説明させていただきます。

1ページ2ページをお願いします。冒頭部分ですが、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である、そういった前提のもと、学校は、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」ものとして、組織的に対応するということが重要となります。

そこで、このコンパスはいじめを大きく4つの段階に分け、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめを認知した際の組織的な対応、いじめ重大事態発生時の判断・対応と、各段階での具体的な取組について説明をしております。この1ページ2ページには、まずはそれらに先立って最も重要であると考えられるいじめ防止に向けた取組推進のポイントとして5項目挙げております。「1 いじめの定義を理解し、軽微ないじめも見逃さない」「2 「学校いじめ対策組織」を中心に、組織的に取り組む」「3 相談しやすい環境をつくる」「4 児童生徒が、いじめについて考え、行動できるようにする」「5 保護者、地域、関係機関等の協力を得る」といったことになります。いずれも、組織的な対応の徹底と、教職員を孤立させないという取組が中心となっており、まずはいじめ防止に向けこの5つのポイントを徹底して取り組んでいるところになります。

続きまして、5ページをお願いします。こちらにはいじめの未然防止について説明をしております。

まず、児童生徒が安心して生活できる風土の醸成としまして、魅力ある授業の実現、豊かな情操と道徳心を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」に着目したいじめ未然防止の取組となっております。

人権意識や規範意識を身に付けさせる指導としましては、児童生徒が互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他者とかわることができるようになるための指導、また、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」としましては、学級や学校が落ち着いて学べる場所にしていくこと、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組、児童生徒が主体的に学習したり生活したりすることができる学習環境、教室・学校環境の整備、これら3つの取組を継続的に推進し、いじめの未然防止を図っているところになります。

続きまして、教職員の意識向上と組織的な対応です。こちらは「学校いじめ防止基本方針」の共通理解、「学校いじめ対策組織」の役割の明確化等、PDCA サイクルによる検証・改善となっております。こちらでは、学校・家庭・地域の実態を踏まえて、いじめ防止策を示した「学校いじめ防止基本方針」の

策定と全教職員がそれを理解すること、「学校いじめ対策組織」を実効的な運用のための構成とすること、そういったことが取組の中心となります。

7 ページをお願いします。

保護者等との共通理解になります。こちらでは、保護者や地域住民に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進、学校の実践等の積極的な発信になります。年度当初のPTA総会、学級懇談会などで保護者へ「学校いじめ防止基本方針」の説明を行うとともに、学校ホームページや学校便り等を活用して保護者や住民に周知をする等、学校の実践等の積極的な発信に努めることになります。

続きまして、14 ページをお願いします。

こちらは、いじめの早期発見についてです。いじめの定義に基づく確実な認知としまして、全教職員によるいじめの定義等の共通理解、「学校いじめ対策組織」によるいじめの認知の徹底となります。いじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法における定義が記載されておりますが、教職員は、「加害児童生徒がいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって認知する、と記載があるとおり、いじめの初期段階のものを含めていじめを積極的に認知し、また児童生徒の様子で気になることを「学校いじめ対策組織」に報告することを徹底することで、組織的な対応と教職員の抱え込み防止に取り組むということになります。

15 ページをお願いします。

初期段階でのいじめの認知になります。一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策組織」につなげる仕組みの構築、日常的な児童生徒への声かけと様子の観察、定期的ないじめアンケートの実施、定期的な個人面談（教育相談）となります。定期的ないじめアンケートの実施ですが、石狩市では、6月と10月の年2回いじめアンケート調査を行っております。このアンケート調査をもとに、学校はいじめやいじめの疑いのある状況を把握するとともに、教育委員会においても学校がどのように対応したかを確認しております。

17 ページには参考としまして、いじめの定義の変遷が載っております。皆様ご存じのとおり、いじめは時代の流れとともに複雑化、巧妙化しており、いじめの実態をより適切に把握するため、その定義が変化してきております。こちらの表でご確認いただければと思います。

続きまして、22 ページをお願いします。

こちらはいじめを認知した際の組織的対応についてです。いじめを認知した際の組織的対応の一連の流れとしまして、ここでは、いじめの事実確認、いじめの認知と対応方針の決定、対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認、被害児童生徒の安全確保と不安解消、加害児童生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察、いじめ解消の判断となります。教職員からいじめもしくはいじめの疑いについて報告を受けた「学校いじめ対策組織」の対応方針の決定、また対応方針に基づいたいじめの解消に向けた取組までの大きな流れとなっております。

いじめ解消の定義としましては、23 ページ「いじめ解消の判断」に載っておりますが、表面的な謝罪のみをして解決を図るような一面的な対応をせず、「学校いじめ対策組織」のメンバーである教職員と被害者加害者双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの児童生徒にとって、最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設けるよう取り組んでまいります。

24 ページには長期化する事案への対応としまして、被害及び加害児童生徒の保護者の理解に基づいた対応、そして必要がある場合には警察、児童相談所、外部専門家等の関係機関とも連携を図ってまいります。

40ページをお願いします。

こちらは、いじめ重大事態への対応になります。重大事態の発生についての判断、またその報告として、全教職員による「重大事態の定義」の理解、所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生判断、重大事態発生報告となっております。いじめ重大事態への対応フローが44ページに記載されておりますが、いじめ重大事態が発生した際はこのフローに沿って対応にあたることとなります。また、いじめ重大事態の定義もこちらに記載されておりますが、「ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、または「イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）」となっております。

41ページ、42ページには被害児童生徒への支援、及び加害児童生徒への指導等として、各項目に沿って被害児童生徒、加害児童生徒それぞれに適切な対応をとってまいります。

43ページには、いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告がございますが、今回、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにつきましても、改定がございましたので、併せて説明をさせていただきます。資料は、コンパス最終ページ62ページの次のページにいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について通知がございます。

今回のこの改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑で適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者に寄り添った対応を促しています。具体的な改訂の内容につきましては、概要のページを参照願います。

コンパスについての説明は以上になります。

【東峰会長】

ただいま事務局より行政報告がありましたが、質問や確認はございませんか。

【岩崎委員】

今の行政報告とは直接は関係ありませんが、今年、旭川の中学生のいじめによる凍死事件の最終報告がありました。この報告内容を受けて、石狩市教育委員会では指導方策等について影響や変更等はありませんか。

【事務局】

当初、旭川市教育委員会の第三者委員会の調査報告書では、いじめとの関係性は「不明」としていましたが、改めて異なる委員で構成した再調査委員会を設置し、心理学や精神医学を用いた分析やSNSの分析などを行い、中学校の内外で起きた7件の行為をいじめと認定したものと認識しています。

この内容を受けて、本市では指導方策等について特段変更はしていませんが、先ほどご説明したとおり、北海道教育委員会作成のコンパスを活用し、いじめの定義をしっかりと理解し、先生が一人で抱え込まずに組織として対応することの必要性を各学校に伝えるとともに、初期対応の重要性について、「空振りOK、見逃しNG」、いじめの芽やいじめの兆候もいじめと捉え対応することで、早期発見・早期対応に努めるよう学校に求めているところです。

また、調査委員会の委員には、専門性を持たせるため、必ずSSWや教育支援主事を加えるよう求めているところです。

【岩崎委員】

もう一点よろしいでしょうか。今年、北海道大学の加藤准教授が開発したいじめ対策アプリを開発したという新聞記事がありました。こういったアプリを導入する予定はありますか。

【事務局】

子どもたちが、毎日の状態を回答することで、いじめ被害を把握するためのアプリだと認識しています。現時点で、このアプリの導入は検討していませんが、同じような観点から、今後、「今日の気分はどうですか」「何か相談したいことはありますか」「それは誰に相談したいですか」といった項目を回答してもらう、心の健康観察アプリの導入について検討する必要性は認識しています。

また、児童生徒が所有している一人一台端末には、道教委が運営する「おなやみポスト」というアプリが導入されていて、このアプリから相談があった場合は、該当する市町村に情報が伝達され、全て対応することとなっています。

○ 【東峰会長】

他には何かありませんでしょうか。

【中林委員】

令和5年度のいじめの状況についてですが、石狩市のいじめの認知件数が多い原因としては、いじめの定義を広く捉えた結果としてなのか、それとも石狩市でいじめが多いということなのか、どちらなのでしょう。

【事務局】

各学校でいじめを積極的に認知し、小さいいじめから大きいいじめまで丁寧に対応している結果だと考えております。

【東峰会長】

他には何かありませんでしょうか。

○ (各委員から質問や確認は無し。)

4. 意見交換

【東峰会長】

次にいじめ対応の現状につきまして、それぞれの委員の立場でご意見を伺えればと思います。せっかくですので、それぞれみなさん順番にご指名させていただきますので、それぞれの立場でご意見を願います。

まずは私から意見を述べさせてもらいたいと思います。

校長会代表という立場で参加させていただいていますが、全ての学校のいじめへの取り組みを把握しているわけではなく、あくまで自校でのいじめの対策についてお話しさせていただきます。

本校におきましても、いじめアンケートにおける積極的認知、さらには日頃の児童の生活の様子からいじめを見逃さないよう教職員と共通認識をもって取り組んでいます。結果として、本校では20件

程のいじめの認知件数となりましたが、いずれの案件についても悪口や小突きあい等、小さなトラブルがほとんどですが、全てに丁寧な対応をするよう教職員に指示をしております。このような早期発見・早期対応が重要であると考え、日常の児童の観察や教育相談を行っております。

また、担任1人で対応するのではなく、ささいなことでも管理職や生徒指導担当の教員に報告をあげてもらい、必要に応じて校内いじめ対策委員会を開催し、組織的に対応することができるようにしています。

いじめの未然防止というところでは、児童会によるいじめ撲滅集会や人権擁護委員の方に人権教育を行っていただきました。また、子ども達が学校で自己実現を図ることができるような学校運営、学級運営に日頃から取り組むことが何よりもいじめの未然防止につながると考えております。特別な取り組みということではなく、授業中先生から褒めてもらえた等の子ども達の自己肯定感を高めるような取り組みであり、学校にもともと備わっている機能になるかと思います。これを本校でも今年度から取り組んでいるところです。

次に佐藤委員から意見ををお願いいたします。佐藤委員は、小学校の教頭という立場で出席いただいています。自校で取り組んでいるいじめ未然防止や早期発見・早期対応についての取組み、困難ケースへの対応等、学校の実情などについてのご意見をいただければと思います。

【佐藤委員】

本校には約940名の児童が在籍していますが、いじめアンケート等の調査の結果、約100件程度のいじめの認知件数となっております。認知したいじめについては1件1件聞き取りをし、案件によっては校内いじめ対策委員会を開催し、対策を協議しています。

本校の体制としましては、総括コーディネーターという役職を置き、総括コーディネーターにいじめの情報が集約された後、生徒指導コーディネーター・特別支援コーディネーターに情報が共有されるという流れになっています。

本校の教職員は日常の児童観察をよく行っているという印象をもっています。休み時間は職員室に戻ってくる先生がおらず、体育館やグラウンド等で児童と一緒に遊んでいる先生がほとんどです。いつでも児童達を見守る体制になっているところが本校の特色だと感じております。児童が嫌な思いをする場面というのは休み時間が多いかと思いますが、その休み時間の児童の様子を担当が把握できるようになっています。

いじめ重大事態は本校では発生してはおりませんが、子どもに寄り添う関わり方を大事にし、児童達を見守りつつ、適切な指導を行っていきたいと考えております。

【東峰会長】

次に松原委員から意見ををお願いしたいと思います。松原委員は、中学校の校長という立場で出席いただいています。自校で取り組んでいるいじめ未然防止や早期発見・早期対応についての取組み、困難ケースへの対応等、学校の実情などについてのご意見をいただければと思います。

【松原委員】

花川中学校では約400名の生徒が在籍しています。いじめの認知件数としては、6月に実施したいじめアンケートでは15件、10月に実施したいじめアンケートでは9件、保護者からの申し出で認知

しいじめが1件、合計25件の認知件数となっています。

コンパスにあるいじめ対策組織は、本校ではいじめ不登校対策委員会という名前で組織されています。この委員会でいじめの認知を行っております。

いじめの発見というところでは、いじめアンケートによる発見が一番多く、発見した際には、些細ないじめの案件であっても必ず聞き取りを行い、事実を確認した上で、保護者への報告を行っています。

早期発見・早期対応というところでは、教職員による日常観察と情報共有の他、教育相談や保護者を交えた三者懇談等を行っています。もちろん生徒からの申し出があれば、随時対応をしています

いじめの未然防止というところでは、人権擁護委員の方による人権教育、生徒会主催のいじめをテーマとした集会の開催、各学級からのいじめ根絶標語の発表、いじめ根絶宣言といった取り組みになります。特に、今年は生徒会が中心となり、SNSのトラブルからいじめに発展したという動画を発表するといった取り組みがありました。

今年度はコロナが収束して以降、初めて合唱コンクールを再開できた年でした。いじめの減少に直接はつながらないかもしれませんが、こういった学校行事を通して、生徒達が目標に向かって頑張るということや、お互いに助け合い、応援しようという気持ちを持つことも大切なのかなと思いました。

【東峰会長】

次に久富委員から意見をお願いいたします。久富委員は、浜益中学校の教頭という立場で出席いただいています。浜益という地域的な特色があるなかで、生徒どうしのつながりは密なものになりやすいかと思いますが、自校で取り組んでいるいじめ未然防止や早期発見・早期対応についての取組みについてご意見を願います。

【久富委員】

本校のいじめへの取り組みとしては、いじめアンケート、そしてQ-U検査になるかと思います。いじめアンケートやQ-U検査を実施した後の時期に、生徒との教育相談や三者懇談を実施できるよう年間のスケジュールに組み入れています。それは、浜益中は一学年の人数が4～5人なので、随時教育相談等を行うと周りの生徒にいじめの聞き取りであることが分かってしまう可能性があるため、このようなスケジュールにしています。

日常観察というところでは、生徒と教職員の距離が近いことから、日常の変化はキャッチしやすい環境だと思っています。しかし、生徒同士のトラブルが発生した際は、生徒だけの問題ではなく、保護者どうし、地域での問題となることがあります。トラブルの解決に当たっては、保護者の関係性も踏まえた解決方法を探していくことになります。

【中林委員】

各学校のご意見を聞かせていただきました。

いじめは本当にささいなことからエスカレートして発生していくものだとは思っていますが、いじめの加害者に対して、どんなことをやったのか、確認はしていますか。

【東峰会長】

双葉小の場合ですが、いじめアンケート等で判明した全ての案件で、何があったのかということは関係する児童に聞き取りを行い、いじめの認知をしています。その上で保護者への連絡や、謝罪の場を設

けるなどの取り組みを行っています。

【久富教頭】

当校においても同様です。どんな小さいことだと思われることでも、生徒がいじめと感じているのであればいじめとして認知をし、関係する生徒から丁寧に聞き取りをしています。

【東峰会長】

他にご質問・ご意見はありませんでしょうか。

無ければ進めさせていただきます。

次に龍島委員から意見をお願いいたします。龍島委員は元北海道教育大学大学院教授という立場で子どもの様々な問題や課題に関わられてこられたと思いますが、その立場で昨今のいじめの問題ということについてご意見をお願いいたします。

【龍島委員】

教職員の仕事は増えるかもしれませんが、どんなに小さいことでも何かトラブルがあればまずは取り上げることが大事かと思います。トラブルの初期に対応することで、トラブルが小さいうちに解決に向かうことは多いと思います。

令和5年度のいじめの状況についてですが、いじめの認知件数が多いことは問題ではなく、教職員が細かいところに目を配って仕事をしているという表れだと思っています。そのひとつひとつに対応していくことで、児童生徒が成長するという発想を持つ方が良いのではないのでしょうか。もちろん、教職員の負担を軽くするためにも報告・相談を徹底し、組織的な対応を心掛けるということも大事です。

どんな小さいいじめでも、小さいうちに対応をしなければいずれは大きな事件へと発展することもあり、また、児童生徒個人に合わせた対応をしていただきたいと思います。

【事務局】

小さなトラブルであっても、児童生徒にとっては重大なことであり、大きな事件へとつながってしまうおそれがあります。各学校では、いじめの定義を理解した上でどんな小さいいじめでも認知するという姿勢が、石狩市で大きな事件につながっていない一因となっているかと思います。

いじめの認知件数が多いということは、教職員が仕事をしている表れとおっしゃっていただきましたが、こうやって評価していただけることは本当にありがたいことです。

【東峰会長】

次に岩崎委員から意見をお願いいたします。岩崎委員は、人権擁護委員の代表という立場で出席いただいています。普段いじめという観点では、人権を擁護する立場で様々な活動をされていると思いますが、そのような立場でいじめという問題に関して、ご意見をいただければと思います。

【岩崎委員】

市内小中学校の皆様におかれましては、私達の人権活動にご協力をいただきこの場を借りてお礼を申し上げます。

令和6年度は市内9校で人権教室を開催いたしました。「人権の花」運動は花川南小学校で実施しま

した。人権作文については、市内6校の中学校から応募があり、樽川中学校の3名の方が奨励賞を受賞しました。

また、花川中学校の1年生を対象に、いじめをテーマとした人権教室を開催いたしました。12月24日には花川北中学校にていじめ防止集会が開催される予定となっておりますが、こちらに人権擁護委員として参加させていただくことになっております。

以上が令和6年度の活動状況になります。

【事務局】

コンパスの説明のなかで、いじめの定義が時代によって変遷していくとの記載がありましたが、人権教室で児童生徒達へ話す内容も変化しているのでしょうか。

【岩崎委員】

今は、人権教室の内容は主にいじめになります。小学校でもいじめについて話しますが、低学年にいじめについて話をしても、理解してもらえないことがあるので、低学年には「友達と仲良くしようね」「仲間外れはやめようね」といったことが中心になります。小学校高学年や中学校では、「いじめアンケートやいじめ防止集会はどうして開催しないといけないのか」といったところから、いじめは時に人の命を奪うことがあるということが現在の人権教室の内容になっています。

【東峰会長】

次に中林委員から意見をお願いいたします。中林委員は、PTA連合会の代表という立場で出席いただいておりますが、いじめという問題に関してPTAとしての取組みや保護者として感じていることについてご意見をいただければと思います。

【中林委員】

今の時代は、児童生徒どうして個性の違いを理解するという機会が少なくなっているのではないかと考えています。お互いの個性を理解していれば、どこまで冗談で言っているのか、ということをもっと判断できるようになり、ささいなトラブルが減っていくと思います。学年が上がるにつれ、いじめの認知件数が減っているのは、学年が上がるごとにそういう理解が進んでいるからではないでしょうか。

教職員の方にはご負担をおかけするかもしれませんが、授業のなかにディスカッション等を取り入れていただくと、お互いのこと知るきっかけになるかもしれません。保護者としては、そういった子どもが成長する機会を多く与えてもらえればと思っています。

【松原委員】

私達が小さい頃は、日常の遊びの中でお互いを知る機会が多々ありましたが、今の児童生徒は塾や習い事等で個人のつながりは確かに希薄になってきているかもしれません。中林委員が発言されたように、道徳、学級活動等の対話のある授業のなかで少しでもそういったことができるよう工夫をしていかなければいけないと思いました。

【東峰会長】

次に古原委員から意見をお願いいたします。古原委員は、市のスクールソーシャルワーカーという立

場で出席いただいておりますが、その業務を通して感じていることをご意見としていただければと思います。

【古原委員】

私は児童生徒・保護者の代弁者という立場になりますが、最近、児童生徒や保護者が心配事や悩んでいることを学校に相談することをためらっていることが多いと感じています。学校はとても熱心に教育相談等をしていらっしゃると思いますが、児童生徒や保護者からいかに悩みを聞き取るか、ということも大事になるかと思います。

相談先は、担任だけじゃなくても大丈夫です。相性ということもありますし、学校に相談できる先生が他にいれば、その先生に相談をすればいいと思います。相談先が色々ある、ということが大事です。

保護者としては、いじめの事象自体よりも、その後の学校の対応に不満をもっていることが多いです。コンパスに記載されている「学校がしてはいけない対応」を学校がしているという話をよく聞きます。こういったところから「学校は分かってくれない」「分かってくれないからもう相談をしない」ということになってしまうことがあります。

石狩市ではいじめアンケートを年2回、Q-U検査を年2回行っています。計4回いじめを発見する機会がありますが、それとリンクさせて教育相談を行うということはとても効果的だと思います。そこでも言えない不安や不満があれば、ぜひスクールソーシャルワーカーに相談をしてもらえればと思います。

【東峰会長】

次に今田委員から意見をお願いいたします。今田委員は、市の子ども相談センターに所属しているということで、関係機関との連携についてご意見をいただければと思います。

【今田委員】

子ども相談センターは庁舎2階に福祉部門の子どもの相談窓口として設置されております。主な相談内容は、児童の養育、発達や障害の相談、児童虐待の対応、一人親の相談・支援、離婚後の生活の相談、ヤングケアラー、引きこもりの相談窓口等です。

いじめに関しては、教育支援課・学校と連携して対応にあたることになります。学校には言えないことでも、子ども相談センターの職員になら話せるということもあるかと思います。そういったところは教育と福祉の両輪で家庭の支援ができると思っております。今後も関係機関と協力して対応にあたらせていただきます。

【東峰会長】

最後に中西委員から意見をお願いいたします。中西委員は、市の教育委員会という立場で出席いただいておりますが、これまでの各委員のご意見についての所感、また今後の教育委員会の取組みについてご意見をいただければと思います。

【中西委員】

学校現場を含めまして、皆さまそれぞれの場所でいじめへの取り組みをしていただいていることに感謝申し上げます。

いじめについては、早期発見・早期対応という意識が定着してきているかとは思いますが、初動の遅れからなかなか解決につながらない案件もあります。やはりささいなトラブルにも丁寧に対応することの必要性を改めて感じているところです。

また、現在取り組んでいるいじめへの対策が形骸化しないことも大切なのではないかと考えています。

教育委員会の取り組みとしては、教育プランの概要版ということでお手元にお配りしていますが、これまでの5年間の教育プランが今年度で終わることから、現在次期教育プランの策定を進めているところです。策定にあたりましては、昨年4月に「こども基本法」が施行されたことに伴い、子ども達の意見を取り入れ原案に反映させています。

教育プランのなかでは、「方針5 学ぶ機会の保障」として、「いじめや不登校による学習機会の喪失を避けるため、学校において組織的に対応することで、未然防止・早期発見・早期対応に努め、学びのセーフティネットを構築します」としております。今後も学校と連携を図り、様々ないじめの対策に取り組んでいきたいと考えております。

5. その他

【東峰会長】

全体を通して皆様から何かご意見等はありませんでしょうか。

【龍島委員】

いじめの対応をする際には、児童生徒を成長させるという視点で対応をしていただきたいと思います。

また、人と人の相性というものは必ずあると思います。どんな相手でも自分でカウンセリングできると思わずに、適切な相談先を判断できるようになってほしいと思います。

【中林委員】

保護者と学校の話合いが平行線のままだになってしまうような場合には、中間点を見つけて双方が歩み寄ることも大事だと思います。

【東峰会長】

担任任せにせず、相談先のチャンネルが多いということも早期解決に向けてのポイントだと思います。

6. 閉会

【東峰会長】

他にご意見等はないようですので、本日の会議の議題に関しまして会長としての役割を終え、議事の進行を事務局に戻します。

【事務局】

皆様ご意見ありがとうございました。

日頃から取り組んでいることかと思いますが、児童会・生徒会によるいじめ防止集会、休み時間の児童生徒とのコミュニケーション等、児童生徒がポジティブになるような取り組みを行うことがいじめの未然防止の取り組みになると思って聞いておりました。いじめの早期発見・早期対応はとても必要なことと思いますが、未然防止についても今後重点を置いていきたいと考えております。

みなさま本日は出席ありがとうございました。これを持ちまして本日の会議を終了させていただきます。

議事録は上記のとおりであることを認めます。

令和7年 1月10日

石狩市いじめ問題対策連絡協議会

会長 東 峰 宏 紀

